

令和4年4月13日 水海道西中学校保健室

入学・進級おめでとうございます。1学期、学校では健康診断がはじまります。自分の体が健康かどうかを診てもらうチャンスです。健康な体で楽しい毎日が過ごせるよう、きちんと受けましょう。今年1年間よろしくお祈いします。

こんな時には保健室へどうぞ

けがをした時の利用が主な保健室ですが、様々な目的で利用をすることができますのでお知らせします。ルールを守って利用します。



保健室はこんな時に利用します。

- けがをした時や体の具合が悪い時
- 健康や体について知りたい時
(身体測定をしたい時、健康に関する本が読みたい時)
- 相談したいことがある時

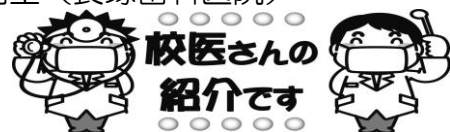


保健室を利用する時の約束

- 担任の先生、または教科の先生に許可をもらって、来室カードを持って来ます。(一人で歩けるなら、付き添いはなしです。)
- 来室している人の迷惑にならないように、静かにします。
- 保健室での休養は、原則として1日1時間です。体調が回復しない時は、早退し、通院することをおすすめします。
- 保健室では、学校でその日におきたけがの応急手当をします。家でのけがや昨日おきたけがの手当は、各家庭でお願いします。
(保健室ではその日の手当だけです。ただし、持参した湿布、包帯については交換のお手伝いをします。)
- あくまで応急処置を行う場ですので、薬を渡すことはしません。

学校医の先生方をご紹介します

内科 植竹 實先生 (植竹医院) 廣井 信先生 (水海道さくら病院)
歯科 高田 章先生 (高田歯科医院) 長塚 明久先生 (長塚歯科医院)
薬剤師 吉井 正明先生 (倉持調剤薬局)



内科検診・歯科検診・環境衛生検査等でお世話になる先生方です。検診の際には「自分の名前をはっきり言う」「あいさつをする」ことをしましょう。

健康診断の日程について

今月から健康診断が始まります。気持ちよく診察を受けるためにも、健康診断の日には清潔な身なりで登校するよう声かけをお願いします。

1学期は健康診断が多く予定されています。検査内容・注意事項等は毎月の「ほけんだより」でお知らせします。特に4月は配付物、提出物がたくさんあります。確実に提出できますように、必ず「ほけんだより」に目を通してください。併せて注意事項等もお知らせしますので、よくご覧の上、正しく検査が受けられるようご協力をお願いします。

	4月	7日(木) 身体測定	3年生
		8日(金) 身体測定	1・2年生
		12日(火) 歯科検診	1の1・1の2・1の3・1の4
		15日(金) 内科検診	1の1・1の2・1の3
		20日(水) 歯科検診	1の5・2の1・2の2・2の3
		21日(木) 内科検診	2の5・3の1・3の2
		22日(金) 内科検診	3の3・3の4・3の5
		26日(火) 尿検査(一次) 歯科検診	全学年 2の4・2の5・3の1
		27日(水) 内科検診	1の4・1の5・2の1
	5月	6日(金) 尿検査(一次未提出)	一次未提出者
		9日(月) 心臓病検診(一次)	1年生
		11日(水) 歯科検診	3の2・3の3・3の4・3の5
		13日(金) 内科検診	2の2・2の3・2の4
6月		8日(水) 尿検査(二次)	対象者
		14日(火) 尿検査(二次未提出)	二次未提出者
		17日(金) 心臓病検診(二次)	対象者

健康診断や検査の結果、精密検査が必要な場合は、結果のお知らせを配付します。(歯科検診結果は異常の有無に関わらず全員に配付いたします。)必ず専門医による精密検査や治療等を受けるようお願いいたします。なお、検査や治療が済んだら、結果を担任まで提出してください。



学校でけがをした時のご案内



学校の管理下では、休憩時間や体育時間など様々な状況において、「けが」をすることがあります。そんな時は日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用することができます。これは、子供が学校の管理下で「けが」などをした時に、保護者に対して給付金(災害共済給付)を支払う制度です。

災害給付制度利用の流れ

けがをして病院で治療を受けた!!

保健室で必要な書類をもらう。

書類に必要事項を病院で記入してもらう。けがの内容についての書類は保護者が記入をする。

完成した書類を養護教諭(山田)まで提出する。

災害共済給付の手続きを行う。(学校)

スポーツ振興センターは内容を審査し、基準に該当すると給付金が支払われる。
(給付金は、医療保険診療を受けた場合の医療費総額の自己負担額3割+1割になります。)

※ マル福は使用しないでください。
※ 医療費の合計額が1500円以下の場合是对象外です。(自己負担3割の場合)

※ 健康保険が適用される受診が対象です。

受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。